

遠隔臨場の実施要領（建築版） Q&A

1. 対象

Q. 対象とする条件は？

A. 原則として、静岡県が発注する全ての建築工事（設備工事を含む。以下、同じ。）及び建築関係業務委託を対象とし、受発注者間の調整により活用可能です。

このため、全ての工事及び業務委託へ遠隔臨場の実施要領（建築版）特記仕様書の添付をお願いします。ただし、監督員の施工箇所への移動時間の削減による業務改善が見込めない、あるいは、施工箇所の通信環境が整っていないと判断される工事及び業務委託については、この限りではありません。

なお、既契約の工事等においても、受発注者の協議により、本実施要領と同様の取扱いが可能です。

Q. 対象とする件数は？

A. 受注者希望型ですので、目標実施件数は定めていません。

Q. 適用対象となる立会い及び検査は？

A. 以下の仕様書等に定める立会い及び検査が該当します。

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気工事編）・公共建築改修工事標準仕様書（電気工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械工事編）・公共建築改修工事標準仕様書（機械工事編）
- ・公共建築木造工事標準仕様書・建築物解体工事共通仕様書
- ・公共住宅建設工事共通仕様書
- ・建築設計業務委託特記仕様書・改修設計業務委託特記仕様書
- ・解体設計業務委託特記仕様書・地質調査特記仕様書・業務委託共通仕様書
- ・静岡県建設工事請負契約約款・静岡県業務委託契約約款（建築設計）
- ・静岡県業務委託契約約款・静岡県監理業務委託契約約款
- ・静岡県工事執行規則・静岡県建設工事検査要領・静岡県委託業務検査要領

Q. 業務委託では、どのような業務での活用が考えられるか？

A. 地質調査業務委託における検尺の立会いなど、受注者が撮影した映像により、必要とする情報が確実に入手できる案件に限り、実施することが可能です。

なお、建築設計業務委託における現地調査での立会いや、完了検査等で受注者の立会いが必要な場合での活用も想定しています。

Q. 「検査」はどのような場合に適用できるのか？

A. 検査員（監）が検査に必要な情報が得られると判断した場合に限り適用可能としています。

ただし、カメラの性能上確認困難な暗部の測定、手触りや音等による確認・判断を要する検査、出来ばえの確認が必要な検査など、遠隔モニターでは必要な情報確認が十分に見込めず、合否判定や成績評定が適切に行えない場合には適用できません。

2. 実施方法

Q. 確認する内容、項目の設定は？

A. 映像と音声により、立会及び検査に必要となる情報が確実に入手できると判断されるものについて実施してください。

検査については予め検査員に相談の上、実施内容等について決定してください。

Q. 確認できなかった場合の対応は？

A. 第5条（3）により、臨場による確認を行うこととしています。

なお、遠隔臨場の当日に通信環境等の問題で実施不可となることを避けるため、予め受発注者間（検査員を含む）で通信テストを行ってください。

また、年度末の検査等で、臨場による確認の実施日の再設定が困難なことが想定される場合には、適用の可否について慎重に検討してください。

3. 実施記録

Q. 実施されたことの記録は？

A. 監督員及び検査員が写真に写ることに替えて、写真撮影時の黒板に「遠隔臨場」と記載します。実施したことの証拠は、通話履歴のキャプチャ写真、通話画像を含む写真等の記録を行うこととしています。

4. 機材等

Q. 使用するアプリケーション（サービス）は？

A. 指定はありません。発注者が使用する端末で通信可能なものであることを要件としており、Zoom等を想定しています。

Q. 費用計上の方法は？（令和5年10月1日以降に設計積算したもの）

A. 工事の場合は、遠隔臨場のためのシステム・アプリケーションに要する費用は共通仮設費の率分に含まれないため、受発注者の協議により、設計変更にて共通仮設費に積上げ計上することとします。原則として、特別なシステム導入等を前提としていませんが、遠隔臨場のための機材等を手配する場合の費用は以下のとおり取り扱います。

本実施にかかる費用は、遠隔臨場のための撮影機器・モニター機器・通信機器の購入費、賃料、ライセンス料、使用料等とし、原則として通信費は計上しない。

受注者が所有する機器を使用する場合は、機器等の購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上することとする。やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合も、基本的に同様の考え方とする。

リースの場合は、その賃料を計上することとし、利用期間は、実際の利用期間とする。

現場管理費に含まれる通信費とは別に通信費が必要な場合は、通信費の計上も可能とする。

なお、実施に要する費用についても実施要領第4条(1)により、事前に調整を行うこと。

※耐用年数は、下記の国税庁HPを参照

例) カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト：5年

ハブ、ルーター、リピーター、LANボード：10年

<https://www.keisan.nta.go.jp/r5yokuaru/aoiroshinkoku/hitsuyokeihi/genkashokyakuhi/taiyonensuhyo.html>

業務委託の場合は、諸経費に含むものとし、遠隔臨場のための機材・通信費は設計変更の対象としません。

Q. 発注者が使用する端末は？

A. 以下を想定しています。

【本庁】

- ・各課に配置されている電子県庁課又は技術調査課の所管するインターネット端末
- ・電子県庁課又は技術調査課にて貸し出ししている WEB 会議用端末

【土木事務所】

- ・各課に配置されている電子県庁課又は技術調査課の所管するインターネット端末
- ・災害情報システムとして配備されているモバイル端末※
- ・水防室のインターネット端末※

※各土木事務所の維持管理課・維持調査課に申し出ることにより使用可能

なお、個人が所有するモバイル端末等を使用しても構いません。

（土木事務所では個人所有の端末も土木事務所 Wi-Fi への接続が可能）

Q. インターネット端末（黄色線）でWEB会議ソフトは使用できる？

A. 電子県庁課の所管するインターネット端末（黄色線）で利用できる WEB 会議ソフトは、以下のとおりです。

- | | |
|------------------|------------|
| ・Zoom | アプリ版、ブラウザ版 |
| ・Webex | アプリ版、ブラウザ版 |
| ・Skype | 使用不可 |
| ・Microsoft Teams | 使用不可 |

※Zoom、Webex ともにアプリ版の方が機能が多く、動作も安定します。